

意見書案第3号

精神障害者に交通運賃割引制度の適用を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、精神障害者への交通運賃割引制度の適用に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年9月26日提出

蒲郡市議会議員

青 山 義 明
伊 藤 勝 美
日 恵 野 佳 代
尾 崎 広 道
広 中 昇 平
喚 田 孝 博
大 向 正 義

提案理由

精神障害者への交通運賃割引制度の適用に関し、国会及び関係行政庁に要請するため提案する。

精神障害者に交通運賃割引制度の適用を求める意見書

平成26年1月に、日本は障害者権利条約を締結し、平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど近年、障害者のための制度改革が着実に進められている。

障害者権利条約第4条には、障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置をとることや、この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること等が謳われている。

また、障害者差別解消法第1条には、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすると定められている。

一方、公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、事業者の約款に記載されている対象者は、身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多く、前述の条約・法の趣旨に反するものとする。

よって、国におかれては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} あて